

組合規約の変更について

亀田総合病院健康保険組合規約の一部が、令和8年3月1日から変更になったので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、別添のとおり公告する。

令 和 8 年 3 月 1 日

亀田総合病院健康保険組合
理 事 長 亀田 秀 次



規 約 変 更 書

亀田総合病院健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から 第10号までの方法により保有しなければならない。	(準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から 第11号までの方法により保有しなければならない。

附 則

この規約は、令和8年3月1日から施行する。